

2019年1月18日

川崎市教育長 渡邊直美様

## 市民の請願に対して誠意ある対応を求める請願

川崎市中原区

市古博一

### 請願の趣旨

090

請願法では、第5条「請願の処理」で「この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」とされています。

この間に、教育委員会が所管する事項に関わる請願や陳情を市議会に提出してきました。直近では、請願40号を昨年1万5488名の賛同で提出し、昨年6月15日の文教委員会で審議され、継続審議となりました。教育委員会が提出した請願に関わる資料に基づいて議員の間で真剣な質疑長時間行われましたが、採択にはいたらずに終わりました。その際に、教育委員会が提出した資料は、川崎の子どもと学校の現状についての説明という点では不十分だったと思います。

私は、教育委員会が請願内容に対しての見解はどうであれ、請願項目に対して、行政として可能な限り具体的な資料を収集し、議会の審議をより活発にする努力をいっそう強めることを求めます。

### 請願項目

1. 市民が提出した請願で、教育委員会が所管する請願に対しては、誠実に処理すること
2. 請願項目に対する資料の収集と説明を、誠実に進めること

